平成２５年（フ）第１３７号
広島市南区上東雲町26番18―402号
債務者　松村　礼奈
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番32―41号
市営星ケ峯住宅3241
債務者　徳山　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５１号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目30番23号
債務者　野村　博美
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市石谷町2507番地１
債務者　梅田　房子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市西坂元町33番14号
債務者　池田　　智
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３号
宮城県登米市迫町北方字宮崎199番地６
債務者　福田千五百
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第２８３号
秋田県男鹿市野石字玉ノ池１―396、住民票上の住所秋田市茨島７丁目３番８号　ローズガーデンＡ―２号
債務者　佐藤　博幸
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
福島県伊達市伏黒字六角106番地１、従前の住所福島県伊達市伏黒字下大川55番地
債務者　小野　一聡
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２２号
群馬県桐生市新里町武井384番地10
債務者　久保　晃史
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２３号
群馬県桐生市新里町武井384番地10
債務者　久保　直美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１４号
石川県小松市島田町庚166番地
債務者　藤島百合子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４５号
山梨県北杜市小淵沢町7482番地１
債務者　小野美穂子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
長野市大字若槻団地１番地325　Ａ１―16
債務者　野村　佳世
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
長野市大字高田1811番地１　パーシモン高田Ｂ201
債務者　中澤　智子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
長野県塩尻市大字広丘原新田174番地４　平林コーポ107
債務者　中田　　賢
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７号
長野県飯田市龍江5523番地１
債務者　吉澤　公一
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１３号
長野県飯田市上郷飯沼2709番地１
債務者　原田　弘光
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１４号
長野県飯田市大瀬木57番地２　今井賃貸住宅Ｂ号
債務者　松江　正則
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所飯田支部